

## B08、B12、B16 から認定番号が始まる認定者の皆様

いつもお世話になっております。

今年度、更新の方へのお知らせです。対象の方はお読みになり、手続きをお願いします。

### 1. 更新手続きのお願い

2008年度・2012年度・2016年度に認定された皆さまは2021年3月31日で期限が切れます。資格を継続するためには下記の条件を満たすことが必要です。

手続きの関係上、活動の申請の締め切りは2020年8月31日(月)までとします。

道守補の更新条件は、下記の【条件1】または【条件2】を満たすことが必要です。

(【条件1】か【条件2】、どちらか1つ選択する。)

#### 【条件1】 4年間に以下の活動を4件以上「申請」

- (1)長崎県内のインフラ構造物の異常通報（道守ポータルからの通報）
- (2)愛護団体・自治会などによる長崎県内の道路パトロールもしくは清掃活動への参加  
※写真・案内書・終了報告などの添付をお願いします。(実施日の日付が入っていること)  
※道守養成ユニットの会の各地域での道路パトロール・清掃活動も含まれます。
- (3)長崎県・長崎県職員OB・道守認定者の合同点検(橋梁、防災・トンネル)、重点橋梁点検への参加。または、事前に開催される研修会への参加。
- (4)道守養成講座、インフラ体験学習(工業高校)などにおける講師としての参加。
- (5)道守養成ユニットの会(認定者の会)が主催・共催する行事のうち、認定者の継続教育に資すると認められるもの(現場見学会、技術研修会、講演会、道路パトロールなど)への参加。
- (6)維持管理に関する講演会への参加  
※プログラムやCPDS証明書など内容がわかり、日付が入った書類の添付をお願いします。

#### ◆【長崎県外の認定者で上記の条件が困難な場合】

維持管理に関する講習会・研修会・講演会に参加し、4年間でCPD(CPDS)8単位以上習得

活動の申請は道守ポータル内の個人ページからお願いします。

活動申請マニュアル ⇒ <https://michimori.net/man.html>

## 【条件2】技術レポートの提出

- 【条件1】は活動件数4件があれば満足されます。
- 【条件1】は活動件数で満足されますが、個人や職場の都合で活動できない場合は、活動申請代わる【条件2】の技術レポートの提出で代替することができます。  
この場合の執筆要項と書式は資料1のとおりです。
- 8月末まで時間があるので、長崎県内の認定者は活動を申請してください。

## 2. 「更新料について」・「資格認定証発行までのスケジュール」

2008年度から始まりました道守養成講座のカリキュラムもほぼ構築され、文部科学省の支援は2017年度に終了しました。2018年度から講座と資格の継続にあたり、養成講座の受講料・資格認定証交付料、認定者の資格認定証更新料を徴収しております。

更新料振込の案内を2021年2月上旬に郵送いたします。振込確認後、資格認定証を発行し、2021年4月上旬に郵送いたします。

## 3. 受領確認について

更新の案内をメールでお届けします。これまでの実績によれば、勤務先の退職、職場内の異動、職場のメールアドレスの変更(個人名から課の名前)、現場配属等により届いていないケースが一定の割合であります。確認のため、更新の案内メールに受領の返信をお願いします。

**5月29日(金)締切**とします。

活動申請やレポート、報告書の審査手続きに時間がかかりますので、締切厳守でお願いします。

ご不明な点がありましたら、  
インフラ長寿命化センターまでお問い合わせ下さい。

長崎大学大学院工学研究科  
インフラ長寿命化センター 道守養成講座事務局  
〒852-8521 長崎市文教町 1-14  
TEL 095-819-2880 FAX 095-819-2879  
Email michimori@ml.nagasaki-u.ac.jp